

直方市公契約 条例の手引き

○ 公契約条例制定の背景と経緯

多額の債務を抱える国や県、地方自治体は、財政の健全化や行財政改革の名のもとに、行政が行ってきた事務事業を一定の品質を確保しながら官から民へと開放していきました。そうした中、直方市では入札制度改革として、本市が発注する公共工事及び業務委託に関する入札並びに契約手続きにおいて、競争性・公平性・透明性を確保するため条件付一般競争入札の導入を進めるとともに、価格のみの競争から価格と品質が総合的に優れた調達に向け、入札価格のみならず事業者の技術力や提案等も評価する総合評価方式・プロポーザル方式の導入など制度改革に取り組んできました。

併せて、過剰な競争を排除し、事業者の適正な利潤と成果物の品質の確保を目的として、競争入札に付す、すべての請負工事に最低制限価格制度を実施し、その充実を図ってきました。

一方で、合併破綻による単独のまちづくりを余儀なくされた本市では、単独市としての生き残りをかけ、平成 17 年度から行政改革大綱と、その実施計画を策定し、地方自治法の改正による指定管理制度の導入をはじめ、ごみ収集業務の一部委託などの行政改革を推進していきました。

とりわけ、平成 19 年秋の交付税ショックによる財政状況の悪化により赤字転落が予想されたため、平成 22 年 3 月から窓口業務、同年 4 月から学校給食の調理業務といった民間委託を一層強力に進めていきました。その結果として、財政面でのメリットを受けることになりましたが、長引く不況の中、このような新たなマーケットに参入する事業者間での競争も激化し、行政の民間委託推進が新たなワーキングプアを作り出しているのではないかと、つまり「官製ワーキングプア」が生まれているのではないかと、との問題提起がなされることとなりました。具体的には、平成 18 年 12 月議会を皮切りに、合計 3 度に亘り、公契約条例の制定に関わる一般質問等が出され、さらには労働者関係団体をはじめ福岡県弁護士会や福岡県社会保険労務士会などからも意見書や要請書が出されました。

本市域では、リーマンショック以降の景気低迷の中で、国及び市の経済対策等が実施されたにも関わらず地域経済は低迷し、雇用環境の改善も見られない状況が続いていました。このような地域経済の状況を考えたとき、本市としても賃金下落への動きに一定の歯止めをかけ、工事や公共サービスの質の確保とともに、地域社会や地域経済の活性化のために一歩踏み出さざるを得ないと判断から、平成 23 年 9 月頃から公契約条例制定に向けての取り組みを始めました。

まずは、公契約条例制定に向けた取り組みを具現化するため、財務制度改革担当職員（参事補）を平成 24 年度より専任配置することといたしました。初めに、公契約制度に関する意向等、現状を把握するため、業者登録に合わせて、事業者・労働者への「公契約条例に関するアンケート調査」を実施いたしました。

アンケートからは、厳しい経営実態や労使様々な課題が浮かび上がりましたが、その結果を踏まえて、平成 25 年度中の条例制定に向け、平成 25 年度当初予算に「直方市公契約条例策定審議会」委員報酬の予算化を行い、平成 25 年 6 月に学識経験者及び労使代表委員計 5 名による「直方市公契約条例策定審議会」を設置いたしました。条例素案の審議を経て、「公契約条例制定に向けた基本的な考え方」によるパブリックコメントを実施し、策定審議会から条例案が市長に報告されました。

これを受けて市では、平成 25 年 12 月直方市議会定例会に公契約条例を付議した結果、全会一致で可決され、平成 25 年 12 月 20 日公布・平成 26 年 4 月 1 日施行の運びとなりました。

第1章 総則

(目的) 第1条

第1条では、条例の目的を定めています。

地方政府とも言える自治体は、「労働者の適正な労働条件等を確保」すべきであり、同時に、労働者等の生活の安定・地域経済及び地域社会の活性化に寄与することも、われわれ自治体の果たす役割でもあるとの認識から定めています。

(定義) 第2条

第2条では、定義を定めており、この条例において使用する用語の意義を定めています。

第1項第1号から同条第5号及び第7号は、記載のとおりです。

第6号 労働者等について、

- ア 職業の種類を問わず、受注者又は下請負者に雇用され、公契約に係る業務に従事する者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等）
- イ 労働者派遣法の規定により、公契約に係る業務に派遣される者
- ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負契約により公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

を意味しています。

(市の責務) 第3条・(受注者の責務) 第4条

第3条では、この条例の目的を達成するため、公契約等に関する施策を総合的に策定し、実施する「市の責務」を、第4条では、契約の相手方になろうとする者等の責務を定め、発注者・受注者等で協力して目的を達成することを定めたものです。

(適用範囲) 第5条

第5条では、この条例の適用範囲を定めており、適用となる契約を第1号から第4号までで定めています。

第1号では、工事又は製造の請負契約について定めており、**予定価格が1億円以上のもの**としています。

第2号では、工事又は製造以外の業務委託契約について定めており、**予定価格が1,000万円以上で、市長が別に定めるもの**としています。市長が別に定めるものとは、公契約条例施行規則第3条第1項で、

- (1) 施設等の管理運營業務
- (2) 施設等の清掃業務
- (3) 施設等の警備業務
- (4) 一般廃棄物収集運搬業務
- (5) 学童保育所運營業務
- (6) 学校給食調理業務
- (7) 窓口業務
- (8) 外国語指導業務

と定めています。

第3号では、指定管理協定について定めており、**予定価格が1,000万円以上で、市長又は直方市教育委員会が必要であると認めるもの**としており、公契約条例施行規則第3条第2項で、**予定価格に対して、人件費の占める割合が概ね7割以上の公の施設の指定管理協定**とすることを定めています。

第4号では、第1号から第3号で定める以外に、市長が特に必要であると認めた場合、対象とすることができることもあわせて、規定しています。

第2章 労働者の賃金等

(労働者の賃金等) 第6条

第6条では、労働者の賃金等について定めており、受注者及び受注関係者が労働者等に支払わなければならない、手当等の合計額を1時間当たりの賃金に換算した「**労務報酬下限額**」以上となっていなければならないことを規定しています。**(労務報酬下限額 ≤ 支払賃金(時給))**

ただし、契約の種類及び労働者に応じて労務報酬に算定する手当等は異なりますので、次ページ以降に、まとめています。

なお、労務報酬は税金や社会保険料等を控除する前のものであって、実際に手元に支払われる、いわゆる手取りの賃金とは異なります。また、表内における手当等の名称は、法令で用いられる名称、一般的に用いられている名称であり、手当等の算定については、名称のみではなく支給基準や支給実態によって判断してください。

労務報酬に算入する手当等

契約の種類及び労働者	手当等の内容
工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、労働基準法第9条に規定する労働者 (公契約条例第2条第1項第6号中、ア及びイ)	基本給(定額給)、出来高給、扶養手当、地域手当、役職・現場・技能・資格手当等(当該対象労働者の本来業務に対して支払われるもの)、有給休暇手当、精勤手当、現物給与(通勤用定期・食事の支給等)
工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、請負契約におけるいわゆる一人親方 (公契約条例第2条第1項第6号中、ウ)	公契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金として支払われるもの(消費税及び地方消費税に相当する部分を除く)。請負代金が、その業務に係る作業の出来高に応じて支払われる場合は、その支払われる額。
業務委託・指定管理協定のうち、市長が別に定めるものにおける労働者 (公契約条例第2条第1項第6号中、ア及びイ)	時間外・休日・深夜労働の割増賃金の算定の基礎となる賃金 注)1

注)1 時間外・休日・深夜労働の割増賃金の算定の基礎となる賃金には、**家族手当・通勤手当・別居手当・子女教育手当・住宅手当・臨時に支払われた賃金・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金** 注)2は含まれません。

注)2 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金とは、**賞与(期末手当、勤勉手当等のボーナス)・精勤手当・継続勤務手当・1ヶ月を超える期間にわたる事由によって支払われる奨励加給や能率手当**が挙げられます。

労務報酬に算入しない手当等

契約の種類及び労働者	手当等の内容
<p>工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、労働基準法第9条に規定する労働者 (公契約条例第2条第1項第6号中、ア及びイ)</p>	<p>労働基準法第37条第1項及び第4項に規定する割増賃金(時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金)、家族手当、通勤手当、住宅手当、賞与(期末手当、勤勉手当等のボーナス)、各職種の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させたことに対する休業手当、労働者個人持ちの工具、調達した資材、車両の損料等、本来は賃金ではなく経費の負担に当たる手当。</p>
<p>工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、請負契約におけるいわゆる一人親方 (公契約条例第2条第1項第6号中、ウ)</p>	<p>調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費、労働者個人持ちの工具、調達した資材、車両の損料等、本来は賃金ではなく経費の負担に当たる手当。</p>
<p>業務委託・指定管理協定のうち、市長が別に定めるものにおける労働者 (公契約条例第2条第1項第6号中、ア及びイ)</p>	<p>労働基準法第37条第1項及び第4項に規定する割増賃金(時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金)、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1ヶ月を越える期間ごとに支払われる賃金注2)</p>

* 工事又は製造の請負契約における労働者の各手当等の詳細は、公共事業労務費調査連絡協議会作成の「公共事業労務費調査の手引き」にある基準内手当・基準外手当の区分に準じます。

* 業務委託・指定管理協定における労働者の各手当等の詳細は、労働基準法施行規則第20条及び第21条に準じます。

（労務報酬下限額）第7条

第7条で定める労務報酬下限額とは、公契約条例の対象となる請負契約において、受注者及び受注関係者が労働者に支払わなければならない労務報酬の下限となる1時間当たりの額のことで、第1項各号では、労務報酬下限額算定の基礎となる事項を定めており、第2項では、労務報酬下限額を定めたときは、これを告示するとしています。

労務報酬下限額は、市長が毎年定め、3月末に告示するものとし、翌年度に締結する契約（予定価格1億円以上の工事請負契約・予定価格1,000万円以上の業務委託のうち、市長が別に定めるもの）、予定価格に対して人件費の占める割合が概ね7割以上の指定管理協定及び市長が特に必要であると認めた契約に適用します。

労務報酬下限額は、当該契約締結時の労務報酬下限額を適用するため、複数年に及ぶ請負契約においては、当該契約締結の翌年度以降に労務報酬下限額が改定されてもその額の適用とはならず、当該契約締結時の労務報酬下限額を適用します。

労務報酬下限額の勘案基準

契約の種類	勘案基準
工事又は製造の請負契約	公共工事設計労務単価の 80% に基づき定める1時間当たりの金額
業務委託・指定管理協定のうち、市長等が別に定めるもの	当該業務の標準的な賃金と認められる1時間当たりの金額 (直方市行政職給料表1級5号級を下回らない額) 826円

* 公共工事設計労務単価は、工事の職種ごとに単価（日額）が設定されているため、労務報酬下限額においても、その設定された職種ごとに労務報酬下限額（時給）を設定します。

・工事請負契約

『福岡県の職種ごとの「公共工事設計労務単価」÷ 8時間 × 80%』

・業務委託及び指定管理協定

『臨時職員日額 6,400円 ÷ 7.75時間/日 ≒ 826円（小数点以下四捨五入）』

第3章 公契約等の規定事項

(公契約等の規定事項) 第8条

第8条では、公契約等の規定事項を定めており、発注者及び受注者が相互に対等平等であることを前提とし、発注者及び受注者が協力、共同して、この直方市公契約条例の目的を実現し、それぞれの責務を果たすための関係法令・事項を定めています。

第1号 公契約等に係る労働条件では、発注者及び受注者、受注関係者は法令等を遵守しなければならないことを、第2号 公契約等に係る契約条件では関係法令の趣旨を尊重した契約条件としなければならないことを定めています。

継続雇用 (第3号)

第3号 継続雇用では、受注者は、継続性のある業務委託においては、その業務に従事する労働者の雇用の安定と業務の質の維持や継続性の確保を図るため、入札等により受注者が変わった場合でも、従前の受注者に雇用されていた労働者のうち、継続しての雇用を希望する者については、勤務成績の不良等といった、特段の理由がない限り、継続して雇用するよう努めなければならないことを定めています。

受注者の連帯責任 (第4号)

第4号 受注者の連帯責任では、受注者は受注関係者が支払う賃金等が本市の定める労務報酬下限額を下回った場合には、その差額分を支払うよう受注関係者に指導するとともに、当該受注関係者と連帯して支払う義務が生じることを定めています。

また、受注者は受注関係者に、支払う賃金以外にも公契約条例違反があった場合は、改善指導をし、遵守させることも公契約約款のなかに定めています。

台帳の整備等 (第5号)

第5号 台帳の整備等では、受注者には公契約条例の遵守を確認するため、台帳を整備していただくことを規定しています。

台帳は、労務報酬の支払われるべき日（給料日等）ごとに作成し、作成した台帳は作業所、会社又は事務所等の労働者が確認できる適正な場所に備えていただきます。

受注者・受注関係者によって労務報酬の支払われるべき日が異なる場合は、事業主ごとに台帳を作成していただき、下請業者、派遣事業者に雇用される対象労働者の台帳についても、受注者の責任で作成していただくことにしています。**(労務台帳の作成単位は、受注者、受注関係者を合算したもの又は事業者ごとに分けて作成したもののどちらでもかまいません。)**

作成した台帳ですが、市長等の指定する期日までに報告しなければならないことも、あわせて

この条例に定めており、その報告の指定期日ですが、公契約条例施行規則第4条第3項で、報告の対象となる月に応じて、契約期間中3回の報告をしていただくこととしています。

また、受注者の事務負担も考え、市において、EXCELを使用した比較的容易に作成できる台帳も準備しています。

労働者等への周知（第6号）

第6号 労働者等への周知では、受注者は、次の事項を作業所等の労働者が見やすい場所に掲示し、又は書面を交付することを定めています。書面については、例として市で用意し、内容としましては、次のようなものです。

- ア この条例が適用される契約であること。**
- イ 労務報酬下限額**
- ウ 申し出をする場合の連絡先**
- エ 申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。**

労働者の申し出（第7号）

第7号 労働者の申し出では、労働者等は、受注者又は受注関係者が当該労働者に対して負う義務を履行していないと認められるときは、市長等又は受注者若しくは受注関係者に申し出ることができることを規定しています。労働者等から受注者に申し出があった場合は、速やかに確認をしていただきます。

- ・ **労務報酬の支払いが労務報酬下限額を下回っていた場合は、当該労務報酬が支払われるべき日から14日以内にその差額を支払っていただきます。**
- ・ **労務報酬下限額以上の支払いがされていた場合には、まずその旨を労働者等に回答していただき、その後、市に報告をしていただきます。**

なお、申し出は文書により行うこととしています。文書については、市で用意します。

不利益取扱いの禁止（第8号）

第8号 不利益取扱いの禁止では、労働者等が申し出を行ったことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いをしてはならないことを定めています。

報告及び立入検査（第 9 号～第 11 号）

第 9 号・第 10 号 受注者及び受注関係者に対する報告及び立入検査では、労働者等から直方市に申し出があった場合や調査が必要と認められる場合、市は、受注者及び受注関係者に対して報告、事業所等への立ち入り、書類又はその他の物件の検査、関係者への質問等、必要な調査をすることができることを規定しています。

受注者は、これらの調査に応じ、また、市は下請業者や派遣元事業主等の受注関係者に対して受注者了解のうえ、同様に必要な調査をすることができることもあわせて定めています。

立入検査に際しては事前に日時等について通知のうえ、第 11 号で定める身分を示す証明書を市職員に携帯させ行うこととしています。

是正措置（第 12 号・第 13 号）

第 12 号では是正命令を、第 13 号では是正報告を定めています。調査の結果、受注者又は受注関係者に違反があると認められた場合は、市は受注者に是正措置を命じ、受注者は速やかに是正措置を講じるとともに、市が定める期日までに是正措置の内容を報告していただきます。

契約解除と指名停止（第 14 号）

第 14 号では、公契約等の解除を定めています。市は次の事項に該当するときは、公契約等の解除（指定管理協定であるときは、指定の取消し・業務の一部停止）ができることを規定しています。

ア 受注者や受注関係者から報告がなされないとき

受注者や受注関係者からなされた報告が虚偽であったとき

受注者や受注関係者が立入検査を拒否したとき

受注者や受注関係者が立入検査に非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に対して答弁せず、また、虚偽の答弁をしたときなど）

イ 是正措置の命令に従わないとき

ウ 是正報告がなされず、また是正報告が虚偽であったとき

また、市は公契約が解除された場合は、「指名停止等措置要綱」に照らしあわせて、指名停止等の処分を行うこととしています。

解除の効果と公表（第 15 号・第 16 号）

第 15 号 解除の効果では、公契約等の解除等をした場合に、受注者及び受注関係者に損害が生じて、市はその損害を賠償する責任を負わないことを定めています。

また、第 16 号 公表では、公契約等を解除したとき、又は公契約等の終了後に受注者や受注関係者が公契約条例に違反したことが判明したときは、公契約条例施行規則第 7 条に定める、下記事項を公表することを定めています。

- (1) 公契約等の件名及び締結日
- (2) 受注者又は受注関係者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地（個人にあっては、氏名及び事務所の所在地）
- (3) 公契約等の解除等をした場合は、その日及び理由
- (4) 公契約等の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反の内容及びそれに対する措置

損害賠償等（第 17 号）

第 17 号 損害賠償では、受注者は公契約の解除によって、市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならないことを定めています。

違約金（第 18 号）

第 18 号 違約金では、市は受注者がこの条例の規定に違反したときは、違約金を徴収することができることを定めています。

第 4 章 直方市公契約審議会

（直方市公契約審議会の設置）第 9 条～第 11 条

第 9 条では、直方市公契約審議会の設置について定めており、条例制定の後、この条例に係る重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するために「直方市公契約条例審議会」を置くことを定めています。

第 10 条では、審議会の構成を、第 11 条では、審議会委員の任期を定めており、具体的には、

- ・ 委員 5 人以内で構成すること
- ・ 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱すること
- ・ 特別な事項を調査審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができること
- ・ 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱すること
- ・ 委員の任期は、委嘱の日から 3 年とし、再任を妨げないこと
- ・ 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とすること
- ・ 臨時委員の任期は、委嘱の日から市長が必要と認める期間とすること

としています。

（組織・運営）第 12 条

最後に第 12 条では、組織・運営について定めており、前 2 条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めるとしています。

審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、施行規則第 8 条から第 12 条で、

- ・ 審議会には、会長及び副会長を置くこと
- ・ 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名すること
- ・ 会長は審議会を代表し、会務を総理すること
- ・ 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理すること
- ・ 会議は会長が召集し、会長が議長となること
- ・ 審議会の会議は委員の過半数が出席し、かつ、事業者、労働者及び学識経験者を有する各委員が 1 人以上、臨時委員があるときはその 1 人以上が出席しなければ開催できないこと
- ・ 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによること
- ・ 会議は公開すること（必要があると認めるときは、審議会の議決により、公開しないことができること）
- ・ 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を在任期間はもとより、その職を退いた後も漏らしてはならないこと

を定めています。

◎ 公契約条例対象案件の流れ

	対 象 者	内 容	備 考
①	直方市	【公契約対象案件の発注】 ・ 条件付一般競争入札の公告 ・ 指名通知書の通知	公契約条例対象案件であることを明示
②	入札参加者	・ 上記公告書の受領・確認 ・ 上記通知書の受領・確認 条件付一般競争入札の申し込み	公契約条例対象案件であることを確認
③	直方市	条件付一般競争入札の参加資格確認	
④	入札参加者	見積・積算 ⇒ 入札	
⑤	直方市	落札者決定 契約書作成依頼	公契約条例用約款の添付
⑥	落札者	契約書作成	
⑦	直方市	契約書内容確認 ⇒ 契約書の受渡	公契約条例対象案件の説明
⑧	受注者	契約書受領 ⇒ 業務の履行 労働者等への周知 作業場等に掲示又は書面の交付 1. この条例が適用される契約であること 2. 労務報酬下限額 3. 申し出をする場合の連絡先 4. 労働者等が申し出をしたことを理由として解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと	
⑨	労働者等	問合せ 申し出	文書により行うこと
⑩	受注者	報告	
⑪	直方市	立入検査 是正命令	労働者等から申し出があった場合、必要があると認める場合等 条例の規定に違反している場合
⑫	受注者	是正報告	是正命令を命じられた場合
⑬	直方市	公契約の解除 公表 損害賠償又は違約金の請求	是正命令に従わない場合等 公契約の解除をした場合 公契約の解除により損害が生じた場合又は受注者が条例に違反した場合

◎ 公契約条例の規定による賃金等の最低額（参考：平成 25 年度）

1. 工事請負契約

(単位：円)

職 種	単 価	労務報酬 下 限 額	職 種	単 価	労務報酬 下 限 額
1 特殊作業員	2,125	1,700	27 普通船員	2,175	1,740
2 普通作業員	1,813	1,450	28 潜水士	3,450	2,760
3 軽作業員	1,313	1,050	29 潜水連絡員	2,163	1,730
4 造園工	1,925	1,540	30 潜水送気員	2,175	1,740
5 のり面工	2,150	1,720	31 山林砂防工	—	—
6 とび工	2,088	1,670	32 軌道工	2,400	1,920
7 石工	2,438	1,950	33 型わく工	2,013	1,610
8 ブロック工	2,350	1,880	34 大工	2,138	1,710
9 電工	2,038	1,630	35 左官	2,038	1,630
10 鉄筋工	2,013	1,610	36 配管工	1,888	1,510
11 鉄骨工	1,825	1,460	37 はつり工	1,850	1,480
12 塗装工	2,013	1,610	38 防水工	1,988	1,590
13 溶接工	2,088	1,670	39 板金工	1,838	1,470
14 特殊運転手	2,050	1,640	40 タイル工	—	—
15 一般運転手	1,713	1,370	41 サツ工	2,438	1,950
16 潜かん工	2,988	2,390	42 屋根ふき工	1,760	1,408
17 潜かん世話役	3,538	2,830	43 内装工	2,025	1,620
18 さく岩工	2,713	2,170	44 ガラス工	2,025	1,620
19 トシ礼特殊工	2,625	2,100	45 建具工	—	—
20 トシ礼作業員	2,150	1,720	46 タ外工	1,713	1,370
21 トシ礼世話役	2,988	2,390	47 保温工	1,913	1,530
22 橋りょう特殊工	2,425	1,940	48 建築ブロック工	—	—
23 橋りょう塗装工	2,625	2,100	49 設備機械工	2,025	1,620
24 橋りょう世話役	2,988	2,390	50 交通誘導員 A	1,113	890
25 土木一般世話役	2,288	1,830	51 交通誘導員 B	1,013	810
26 高級船員	2,750	2,200			

2. 業務委託・指定管理協定

労 務 報 酬 下 限 額	826 円
---------------	-------

労務台帳記載上の注意

作成日 平成26年5月10日

直方市公契約条例対象工事労務台帳（平成26年4月分）

契約件名	〇〇〇工事 【 * 契約工事名 】	受注者名称	㈱〇〇建設 【 * 社名 】
履行場所	直方市大字〇〇〇 【 * 工事場所 】	代表者氏名	〇〇〇〇
履行開始日	平成26年4月10日 【 * 着手日 】	所在地	直方市殿町7番1号
履行期限	平成27年3月23日 【 * 完了日 】	担当者氏名	〇〇〇〇 【 * 労務台帳作成者氏名 】
労務報酬の賃金支払日	平成26年5月10日	連絡先(TEL)	0949-25-1234
賃金等計算対象期間	平成26年4月1日から平成26年4月30日まで	連絡先(FAX)	0949-25-1234

【 * 賃金等の計算期間 】

時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金は含まない。

No.	労働者等氏名	従事業種	労務報酬 下限額 A	総労働時間 B	Bのうち公契約対象工事に 従事した総労働時間 C	基準額 H=A×C	支払額	判定
1	〇〇〇〇	普通作業員	1,450	176	132	191,400	225,000	○
2	□□□□	軽作業員	1,050	112	100	105,000	140,000	○
3	△△△△	交通誘導員B	810	80	80	64,800	110,000	○
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

当該契約で公契約条例に適用される労働者等の氏名を記載。

従事されている仕事の業種を「トップ」がリストから選択。

従事業種を選択することにより自動入力。

・総労働時間 B：総労働時間を記載。
・公契約対象工事に従事した総労働時間 C：Bのうち公契約対象工事に従事した総労働時間を記載。【 B ≥ C 】
（* B・C欄ともに時間外・休日・深夜労働時間は含まない。）

従事業種及びC欄を入力することにより自動計算。

各労働者へ支払った賃金等の額を記載。
（*別紙：直方市公契約条例の手引き P2~P4 確認。）

『○』が入力された場合、労務報酬下限額を上回っている。

労務台帳記載上の注意

作成日 平成26年5月10日

直方市公契約条例対象委託労務台帳（平成26年4月分）

契約件名	〇〇〇清掃管理業務委託【* 契約業務委託名】	受注者名称	株〇〇〇設備【* 社名】
履行場所	直方市〇〇1丁目【* 業務場所】	代表者氏名	〇〇〇〇
履行開始日	平成26年4月1日【* 着手日】	所在地	直方市殿町7番1号
履行期限	平成27年3月31日【* 完了日】	担当者氏名	〇〇〇〇【* 労務台帳作成者氏名】
労務報酬の賃金支払日	平成27年5月10日	連絡先(TEL)	0949-25-2345
賃金等計算対象期間	平成26年4月1日から平成26年4月30日まで	連絡先(FAX)	0949-25-3456

【* 賃金等の計算期間】

時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金は含まない。

No.	労働者等氏名	労務報酬 下限額 A	総労働時間 B	Bのうち公契約対象業務 に従事した総労働時間 C	基準額 $H=A \times C$	支払額	判定
1	〇〇〇〇	826	160	150	123,900	150,000	○
2	□□□□	826	160	160	132,160	150,000	○
3	△△△△	826	160	160	132,160	150,000	○
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

当該契約で公契約条例に適用される労働者等の氏名を記載。

労働者氏名を記載することにより自動入力。

・総労働時間 B：総労働時間を記載。
 ・公契約対象工事に従事した総労働時間 C：
 Bのうち公契約対象工事に従事した総労働時間を記載。【 $B \geq C$ 】
 (* B・C欄ともに時間外・休日・深夜労働時間は含まない。)

労働者氏名及びC欄を入力することにより自動計算。

各労働者へ支払った賃金等の額を記載。
 (*別紙：直方市公契約条例の手引き P2~P4 確認。)

『○』が入力された場合、労務報酬下限額を上回っている。

○ 公契約対象工事（業務委託）に従事した作業の按分について

1人の労働者が1つの公契約対象工事（業務委託）だけでなく、複数の工事（業務委託）に従事した場合、従事した作業に応じて個別に支払われる手当を除いて、支払われた賃金を総労働時間 B のうち公契約対象工事（業務委託）に従事した総労働時間に応じて按分し算定してください。

例 月払いの場合

○○○工事・・・公契約対象工事

△△△工事・・・その他の工事

【労働時間】

総労働時間：176時間・・・・・・・・・・・・・・・・①

○○○工事：132時間・・・・・・・・・・・・・・・・②

△△△工事：44時間・・・・・・・・・・・・・・・・③

①の時間数は、労務報酬期間において、対象労働者が従事した総労働時間。

（時間外・休日・深夜労働時間は含まない。）

ただし、通常の労働時間に賃金が支払われる、いわゆる有給休暇を取得した場合は、その休暇に対応する労働時間を含む。

【支払われた賃金】

基本給：240,000円・・・・・・・・・・・・・・・・④

扶養手当：20,000円・・・・・・・・・・・・・・・・⑤

資格手当：40,000円（○○○工事分 30,000円）・・・⑥

$$(\text{④} + \text{⑤}) \times (\text{②} \div \text{①}) + \text{⑥}$$

$$= (240,000\text{円} + 20,000\text{円}) \times (132\text{時間} \div 176\text{時間}) + 30,000\text{円}$$

$$= \underline{225,000\text{円}} \dots\dots\dots \text{⑦}$$

* ⑦を公契約対象工事 ○○○工事の労務報酬として算定し、支払額欄に記載。

- 公契約条例の対象労働者等について

工事又は製造の請負契約

公契約条例の対象労働者等
正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者の方など、国籍や雇用主を問わず、原則として日本国内において公契約対象工事に従事する労働者の方
自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）
公契約条例の対象とならない労働者等
同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
現場技術者（現場代理人、主任技術者等）
最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る）
公契約に従事した時間が30分未満の者

業務委託契約・指定管理協定

公契約条例の対象労働者等
正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者の方など、国籍や雇用主を問わず、原則として日本国内において公契約対象業務に従事する労働者の方
公契約条例の対象とならない労働者等
満60歳以上の者
同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る）
公契約に従事した時間が30分未満の者

様式第3号（第6条関係）

表面

立 入 調 査 員 証		写 真
所 属	<u>総合政策部 財政課 契約係</u>	
氏 名	<u>○ ○ ○ ○</u>	
生年月日	<u>昭和 36 年 1 月 1 日生</u>	
<p>上記の者は、直方市公契約条例（平成25年直方市条例第28号）第8条第9号及び第10号の規定による立入検査を行う者であることを証明する。</p>		
<p>平成26年 4月 1日</p>		印
<p>直方市長</p>		

裏面

直方市公契約条例第8条（抜粋）

(9) 受注者に対する報告及び立入検査 市長等は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、受注者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

ア 労働者から第7号の申し出があった場合

イ この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

(10) 受注関係者に対する報告及び立入検査 受注者は、受注者と受注関係者との間の契約において、市長等が前号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めた場合は、受注関係者に対して必要な報告を求め、又は市職員をして当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

(11) 身分証明書の携帯及び提示 前2号の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示すること。

(工事又は製造の請負元請業者 掲示・備付用)

(掲示日又は備付日) 平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇工事に従事する
従業員各位

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名

直方市公契約条例第8条に基づく周知について

平成〇〇年〇〇月〇〇日に当社が直方市と契約した〇〇〇〇〇〇工事（以下、「本工事」）は、直方市公契約条例の適用を受けるため、下記のとおりお知らせします。

記

1. 直方市公契約条例第6条及び第7条の規定により直方市長が定め、適用労働者に当たる者が受け取ることができる賃金等の最低額

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで（工期）の本工事の従事における1時間当たりの最低額は、別表のとおりとする。

複数の職種を兼ねている者については、主に従事する業種に該当する最低額とする。

2. 当社の義務不履行に係る申出先

直方市役所 総合政策部 財政課 契約係
〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号
TEL：0949-25-2233 ・ FAX：0949-24-3812

申出方法は原則書面によること。なお、この申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けることはありません。

(工事又は製造の請負元請業者 配布用)

(配布日) 平成 年 月 日

(従業員氏名) 様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名

直方市公契約条例第8条に基づく周知について

平成〇〇年〇〇月〇〇日に当社が直方市と契約した〇〇〇〇〇工事（以下、「本工事」）は、直方市公契約条例の適用を受け、かつ、貴方はその対象労働者であるため、下記のとおりお知らせします。

記

1. 直方市公契約条例第6条及び第7条の規定により直方市長が定め、貴方が受け取ることができる賃金等の最低額

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで（工期）の本工事の従事における1時間当たりの最低額は、別表の中で、主に従事する職種である（職種名）の〇〇〇〇円とする。

2. 当社の義務不履行に係る申出先

直方市役所 総合政策部 財政課 契約係
〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号
TEL：0949-25-2233 ・ FAX：0949-24-3812

申出方法は原則書面によること。なお、この申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けることはありません。

(業務委託元請業者 掲示・備付用)

(掲示日又は備付日) 平成 年 月 日

〇〇〇〇〇業務に従事する
従業員各位

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名

直方市公契約条例第8条に基づく周知について

平成〇〇年〇〇月〇〇日に当社が直方市と契約した〇〇〇〇〇業務（以下、「本業務」）は、直方市公契約条例の適用を受けるため、下記のとおりお知らせします。

記

1. 直方市公契約条例第6条及び第7条の規定により直方市長が定め、適用労働者に当たる者が受け取ることができる賃金等の最低額

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで（履行期間）の本業務の従事における1時間当たりの最低額は、826円とする。

2. 当社の義務不履行に係る申出先

直方市役所 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 〇〇〇〇係
〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号
TEL : 0949-25-1234 ・ FAX : 0949-25-5678

申出方法は原則書面によること。なお、この申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けることはありません。

(業務委託元請業者 配布用)

(配布日) 平成 年 月 日

(従業員氏名) 様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名

直方市公契約条例第8条に基づく周知について

平成〇〇年〇〇月〇〇日に当社が直方市と契約した〇〇〇〇〇業務（以下、「本業務」）は、直方市公契約条例の適用を受け、かつ、貴方はその対象労働者であるため、下記のとおりお知らせします。

記

1. 直方市公契約条例第6条及び第7条の規定により直方市長が定め、貴方が受け取ることができる賃金等の最低額

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで（履行期間）の本業務の従事における1時間当たりの最低額は、826円とする。

2. 当社の義務不履行に係る申出先

直方市役所 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 〇〇〇〇係

〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号

TEL : 0949-25-1234 ・ FAX : 0949-25-5678

申出方法は原則書面によること。なお、この申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けることはありません。

(工事又は製造の請負下請業者 掲示・備付用)

(掲示日又は備付日) 平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇工事に従事する
従業員各位

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名

直方市公契約条例第8条に基づく周知について

平成〇〇年〇〇月〇〇日に当社が(元請業者名)と下請負契約した〇〇〇〇〇〇工事(以下、「本工事」)は、直方市公契約条例の適用を受けるため、下記のとおりお知らせします。

記

1. 直方市公契約条例第6条及び第7条の規定により直方市長が定め、適用労働者に当たる者が受け取ることができる賃金等の最低額

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで(工期)の本工事の従事における1時間当たりの最低額は、別表のとおりとする。

複数の職種を兼ねている者については、主に従事する業種に該当する最低額とする。

2. 当社の義務不履行に係る申出先

直方市役所 総合政策部 財政課 契約係
〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号
TEL : 0949-25-2233 ・ FAX : 0949-24-3812

申出方法は原則書面によること。なお、この申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けることはありません。

(工事又は製造の請負下請業者 配布用)

(配布日) 平成 年 月 日

(従業員氏名) 様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名

直方市公契約条例第8条に基づく周知について

平成〇〇年〇〇月〇〇日に当社が(元請業者名)と下請負契約した〇〇〇〇〇〇工事(以下、「本工事」)は、直方市公契約条例の適用を受け、かつ、貴方はその対象労働者であるため、下記のとおりお知らせします。

記

1. 直方市公契約条例第6条及び第7条の規定により直方市長が定め、貴方が受け取ることができる賃金等の最低額

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで(工期)の本工事の従事における1時間当たりの最低額は、別表の中で、主に従事する職種である(職種名)の〇〇〇〇〇円とする。

2. 当社の義務不履行に係る申出先

直方市役所 総合政策部 財政課 契約係
〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号
TEL : 0949-25-2233 ・ FAX : 0949-24-3812

申出方法は原則書面によること。なお、この申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けることはありません。

(業務委託下請業者 掲示・備付用)

(掲示日又は備付日) 平成 年 月 日

〇〇〇〇〇業務に従事する
従業員各位

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名

直方市公契約条例第8条に基づく周知について

平成〇〇年〇〇月〇〇日に当社が(元請業者名)と下請負契約した〇〇〇〇〇業務(以下、「本業務」)は、直方市公契約条例の適用を受けるため、下記のとおりお知らせします。

記

1. 直方市公契約条例第6条及び第7条の規定により直方市長が定め、適用労働者に当たる者が受け取ることができる賃金等の最低額

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで(履行期間)の本業務の従事における1時間当たりの最低額は、826円とする。

2. 当社の義務不履行に係る申出先

直方市役所 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 〇〇〇〇係
〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号
TEL : 0949-25-1234 ・ FAX : 0949-25-5678

申出方法は原則書面によること。なお、この申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けることはありません。

(業務委託下請業者 配布用)

(配布日) 平成 年 月 日

(従業員氏名) 様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名

直方市公契約条例第8条に基づく周知について

平成〇〇年〇〇月〇〇日に当社が(元請業者名)と下請負契約した〇〇〇〇〇業務(以下、「本業務」)は、直方市公契約条例の適用を受け、かつ、貴方はその対象労働者であるため、下記のとおりお知らせします。

記

1. 直方市公契約条例第6条及び第7条の規定により直方市長が定め、貴方が受け取ることができる賃金等の最低額

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで(履行期間)の本業務の従事における1時間当たりの最低額は、826円とする。

2. 当社の義務不履行に係る申出先

直方市役所 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 〇〇〇〇係

〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号

TEL : 0949-25-1234 ・ FAX : 0949-25-5678

申出方法は原則書面によること。なお、この申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けることはありません。

(労働者 申出用)

平成 年 月 日

直方市長 向野 敏昭 様

申出者 住所

氏名

㊟

申 出 書

下記公契約対象案件に従事している労働者ですが、直方市公契約条例に規定されている
労務報酬下限額から算出する基準額以上の労務報酬を受け取っていないため、申し出をす
る。

件 名	
履 行 場 所	
履 行 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
支 払 者	
支 払 日	平成 年 月 日

直方市公契約条例

(平成 25 年 12 月 20 日条例第 28 号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 労働者等の賃金等 (第 6 条・第 7 条)
- 第 3 章 公契約等の規定事項 (第 8 条)
- 第 4 章 直方市公契約審議会 (第 9 条—第 12 条)
- 第 5 章 雑則 (第 13 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、直方市（以下「市」という。）が締結する公契約等に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約等 市が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約、又は直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 17 年直方市条例第 19 号）第 6 条の規定により締結する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 発注者 市及び公契約等に関し受注関係者と契約等を締結する者をいう。
- (3) 受注者 市と公契約等を締結する者をいう。
- (4) 下請負者 下請（最終下請まで含む。）、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の市以外の者との間で、公契約等に係る業務の一部について従事するための契約を締結した者をいう。
- (5) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 下請負者
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者
- (6) 労働者等 次に掲げる者（第 5 条第 2 号に規定する公契約等に係る業務にあつては、満 60 歳以上の者を除く。）をいう。

- ア 受注者又は下請負者（同居の親族のみを使用する者を除く。）に雇用され、公契約等に係る業務に従事する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者（家事使用人を除く。）
 - イ 労働者派遣法の規定により公契約等に係る業務に派遣される者
 - ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約等に係る業務に従事する者
- (7) 賃金等 公契約等に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。
- ア 前号ア又はイに該当する者がその雇用する者から得る賃金
 - イ 前号ウに該当する者が当該請負契約により得る収入

（市の責務）

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、公契約等に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

（受注者の責務）

- 第 4 条 受注者は、公契約等を締結した責任を自覚して、誠実に職務を遂行する責務を有し、その業務に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。
- 2 受注者は、男女平等・男女共同参画を推進することにより、労働者の仕事と生活の調和の実現に努めなければならない。
 - 3 受注者は、地域経済及び地域社会の活性化に寄与するため、直方市に事業所等を有する受注関係者を下請負者及び資材等の購入先として使用するよう努めなければならない。

（適用範囲）

第 5 条 この条例は、次に掲げる公契約等に適用する。

- (1) 予定価格が 1 億円以上の工事又は製造の請負契約
- (2) 予定価格が 1 千万円以上の工事及び製造以外の業務委託契約のうち、直方市長（以下「市長」という。）が別に定めるもの
- (3) 予定価格が 1 千万円以上の指定管理協定のうち、市長又は直方市教育委員会（以下「市長等」という。）が必要であると認めるもの
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要であると認めるもの

第 2 章 労働者等の賃金等

（労働者等の賃金等）

第 6 条 市長等は、公契約等において、受注者及び受注関係者が、労働者等（最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 7 条に規定する者を除く。）に対し、市長が定める 1 時間当たりの賃金額（以下「労務報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労務報酬下限額には、工事又は製造以外の請負契約における最低賃金法第 4 条第 3 項各号に掲げる賃金は算入しない。

3 賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている者の労務報酬下限額は、最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 2 条の規定を準用する。

（労務報酬下限額）

第 7 条 市長は、労務報酬下限額を定めるときは、次の各号に掲げる労働者等に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案するものとする。

(1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する労働者等 国土交通省及び農林水産省が公共工事の積算に用いるため、毎年度決定する公共工事設計労務単価（基準額）

(2) 前号以外の労働者等 直方市職員の給与に関する条例（昭和 26 年直方市条例第 9 号）中、直方市行政職給料表 1 級 5 号級に定められた額を下回らない額

2 市長は、労務報酬下限額を定めたときは、これを告示する。

第 3 章 公契約等の規定事項

（公契約等の規定事項）

第 8 条 請負契約、業務委託契約にあつては発注者及び受注者が相互に対等平等な関係にあることを、指定管理協定にあつては市長等及び受注者が共同して公の施設の管理の責任を負うことを前提として、両者が協力、共同して第 1 条の目的を実現し、第 3 条及び第 4 条に規定するそれぞれの責務を果たすため、第 6 条第 1 項に規定するもののほか、公契約等において次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 公契約等に係る労働条件等 発注者及び受注者、受注関係者は、第 2 条第 6 号ア又はイに該当する労働者の労働条件等に関して、次に掲げる法令等を遵守しなければならないこと。

ア 労働基準法

イ 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

ウ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

エ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）

オ 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）

カ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）第 2 条に規定する短時間労働者にあつては、同法第 5 条第 1 項に規定する短時間労働者対策基本方針

キ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

ク 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）

ケ 公共サービス基本法（平成 21 年法律第 40 号）

コ 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）

(2) 公契約等に係る契約条件 発注者及び受注者は、第 2 条第 6 号ウに該当する者と公契約等を締結するに当たっては、前号に掲げる関係法令の趣旨を尊重した契約条件としなければならないこと。

(3) 継続雇用 受注者は、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合は、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を特段の事情がない限り雇用するように努めなければならないこと。

(4) 受注者の連帯責任 受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して支払う義務を負うこと。

(5) 台帳の整備等 受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、従事した時間、賃金等を支払われるべき日その他規則等で定める事項を記載した台帳を作成し、作業所等に備え、その記載事項について、市長等が指定する期日までに報告しなければならないこと。

(6) 労働者等への周知 受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は書面を交付すること。

ア この条例が適用される契約であること。

イ 労務報酬下限額

ウ 次号の申し出をする場合の連絡先

エ 次号の申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

(7) 労働者の申し出 労働者等（労働者等であった者を含む。第 9 号及び第 10 号において同じ。）は、受注者又は受注関係者が当該労働者等に対して負う義務を履行していないと認められるときは、市長等又は受注者若しくは受注関係者に申し出ることができること。

(8) 不利益取扱いの禁止 受注者及び受注関係者は、前号の申し出をしたことを理由として、その労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取り扱いをしてはならないこと。

(9) 受注者に対する報告及び立入検査 市長等は、次に掲げる事項のいずれかに該当す

る場合は、受注者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

ア 労働者等から第7号の申し出があった場合

イ この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

(10) 受注関係者に対する報告及び立入検査 受注者は、受注者と受注関係者との間の契約において、市長等が前号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めた場合は、受注関係者に対して必要な報告を求め、又は市職員をして当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件等若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

(11) 身分証明書の携帯及び提示 前2号の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示すること。

(12) 是正命令 市長等は、第9号又は第10号の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じること。

(13) 是正報告 受注者は、前号の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、市長等に報告しなければならないこと。

(14) 公契約等の解除 市長等は、受注者又は受注関係者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該公契約等を解除する（当該公契約等が指定管理協定であるときは、当該指定管理協定に関する公の施設の管理の指定を取消し、又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。）ことができること。

ア 第9号若しくは第10号の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第9号若しくは第10号の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

イ 第12号の命令に従わないとき。

ウ 前号の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(15) 解除の効果 前号の規定により公契約等を解除又は指定管理協定に関して指定を取消し若しくは業務の停止を命令（以下「解除等」という。）した場合において、受注者及び受注関係者に損害が生じても、市長等はその損害を賠償する責任を負わないこと。

(16) 公表 市長等は、公契約等の解除等をしたとき、又は公契約等の終了後に受注者若しくは受注関係者がこの条例の規定に違反したことが判明したときは、別に定めるところにより公表すること。

(17) 損害賠償 受注者は、公契約等の解除等によって市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならないこと。

- (18) 違約金 市長等は、受注者がこの条例の規定に違反したときは、違約金を徴収することができること。

第4章 直方市公契約審議会

(直方市公契約審議会の設置)

第9条 第7条第1項に定めるもののほか、この条例に係る重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するため、直方市公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(構成)

第10条 審議会は、委員5人以内をもって構成する。

- 2 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員のほか、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

- 第11条 委員の任期は、委嘱の日から3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 臨時委員の任期は、委嘱の日から市長が必要と認める期間とする。

(組織・運営)

第12条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日以後に締結する公契約等について適用する。

直方市公契約条例施行規則

(平成 26 年 1 月 9 日規則第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、直方市公契約条例（平成 25 年直方市条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(適用する公契約等)

第 3 条 条例第 5 条第 2 号に規定する市長が別に定める業務委託契約は、予定価格に対して、人件費の占める割合が概ね 7 割以上の業務で次に掲げるものとする。

- (1) 施設等の管理運営業務
- (2) 施設等の清掃業務
- (3) 施設等の警備業務
- (4) 一般廃棄物収集運搬業務
- (5) 学童保育所運営業務
- (6) 学校給食調理業務
- (7) 窓口業務
- (8) 外国語指導業務

2 条例第 5 条第 3 号に規定する市長等が必要と認める指定管理協定は、予定価格に対して、人件費の占める割合が概ね 7 割以上の公の施設の指定管理協定とする。

(台帳の作成及び報告)

第 4 条 条例第 8 条第 5 号に規定する規則等で定める記載事項は、次に掲げるものとし、直方市公契約条例対象工事労務台帳（様式第 1 号）又は直方市公契約条例対象委託労務台帳（様式第 2 号）により作成するものとする。

- (1) 公契約等の件名
- (2) 公契約等の履行場所、履行開始日及び履行期限
- (3) 労務報酬の賃金支払日
- (4) 賃金等計算対象期間
- (5) 受注者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地（個人にあつては、氏名及び事務所の所在地）並びに担当者氏名及び連絡先
- (6) 労働者等氏名及び従事業種
- (7) 労務報酬下限額
- (8) 総労働時間

- (9) 前号のうち公契約対象工事又は業務に従事した総労働時間
 - (10) 労務報酬下限額に前号の公契約対象工事又は業務に従事した総労働時間数を乗じた基準額
 - (11) 支払金額
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の台帳は、毎月作成しなければならない。
- 3 条例第8条第5号に規定する報告の指定期日は、報告の対象となる月に応じて次のとおりとする。

対 象 月	指 定 期 日
契約日の属する月（以下「契約月」という。）	契約月の翌々月の10日まで
契約月の翌月から履行期間の中間日の属する月（以下「中間月」という。）まで	中間月の翌々月の10日まで
中間月の翌月から履行期間の末日の属する月（以下「期限月」という。）まで	期限月の翌々月の10日まで

（総労働時間）

第5条 前条第1項第8号に規定する総労働時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

（立入検査をする職員の証明書）

第6条 条例第8条第11号に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第3号）とする。

（公表）

第7条 条例第8条第16号の規定による公表は、次に掲げる事項について、本市ホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 公契約等の件名及び締結日
- (2) 受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地（個人にあつては、氏名及び事務所の所在地）
- (3) 公契約等の解除等をした場合は、その日及び理由
- (4) 公契約等の終了後に受注者等が条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反の内容及びそれに対する措置

（審議会の会長等）

第8条 条例第9条第1項に規定する直方市公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長がこれを指名する。
- 3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下本条において同じ。）の過半数が出席し、かつ、事業者である委員、労働者である委員及び学識経験を有する者である委員のそれぞれ1人以上並びに議事に関係のある臨時委員がいる場合は、その1人以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は公開する。ただし、必要があると認めるときは、審議会の議決により、公開しないことができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、総合政策部財政課において処理をする。

(審議会の運営)

第12条 前4条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日以後に締結する公契約等について適用する。

作成日	年 月 日
-----	-------

直方市公契約条例対象委託労務台帳（ 年 月分）

契 約 件 名		受 注 者 名 称	
履 行 場 所		代 表 者 氏 名	
履 行 開 始 日	年 月 日	所 在 地	
履 行 期 限	年 月 日	担 当 者 氏 名	
労務報酬の賃金支払日	年 月 日	連 絡 先 (TEL)	
賃金等計算対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	連 絡 先 (FAX)	

No.	労働者等氏名	労務報酬 下 限 額 A	総労働時間 B	B のうち公契約対象業務 に従事した総労働時間 C	基準額 H=A×C	支 払 額	判 定
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

様式第3号（第6条関係）

表面

立 入 調 査 員 証		写 真
所 属	_____	
氏 名	_____	
生年月日	_____年 ____月 ____日生	
上記の者は、直方市公契約条例（平成25年直方市条例第28号）第8条第9号及び第10号の規定による立入検査を行う者であることを証明する。		
年 月 日		
直方市長		印

裏面

直方市公契約条例第8条（抜粋）
(9) 受注者に対する報告及び立入検査 市長等は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、受注者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。 ア 労働者から第7号の申し出があった場合 イ この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合
(10) 受注関係者に対する報告及び立入検査 受注者は、受注者と受注関係者との間の契約において、市長等が前号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めた場合は、受注関係者に対して必要な報告を求め、又は市職員をして当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。
(11) 身分証明書の携帯及び提示 前2号の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示すること。

直方市公契約約款（工事）

この約款は、直方市公契約条例(平成 25 年直方市条例第 28 号)に基づいて定めるものとする。

（受注者の連帯責任）

第 1 条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が条例第 7 条に規定する労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者が当該受注関係者と連帯して労働者等に対し支払う義務を負う。

（台帳の整備等）

第 2 条 受注者は、条例第 8 条第 5 号に規定する事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、作業所等に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項について、市長等が指定する期日までに市長等に提出しなければならない。

（労働者等への周知）

第 3 条 受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 条例が適用される契約であること。
- (2) 労務報酬下限額
- (3) 条例第 8 条第 7 号の申し出をする場合の連絡先
- (4) 労働者等が条例第 8 条第 7 号の申し出をしたことを理由として、当該労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

（報告及び立入検査）

第 4 条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者又は受注関係者に対して必要な報告を求め、又は職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件が確認できる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例第 8 条第 7 号の申し出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

（是正措置）

第 5 条 市長等は、前条の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講じることを命じられた場合は、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、報告しなければならない。

(公契約等の解除)

第6条 市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 第4条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第1項の命令に従わないとき。
- (3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、市長等はその損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

第7条 市長等は、前条の公契約等の解除をしたとき、又は公契約等の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明したときは、本市ホームページへの掲載その他適切な方法によりこれを公表する。

(損害賠償)

第8条 受注者は、公契約の解除等によって市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第9条 市長等は、受注者がこの約款に違反したときは、違約金を徴収することができる。

直方市公契約約款（委託）

この約款は、直方市公契約条例(平成 25 年直方市条例第 28 号)に基づいて定めるものとする。

（受注者の継続雇用）

第 1 条 受注者は、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合は、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めること。

（受注者の連帯責任）

第 2 条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が条例第 7 条に規定する労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者が当該受注関係者と連帯して労働者等に対し支払う義務を負う。

（台帳の整備等）

第 3 条 受注者は、条例第 8 条第 5 号に規定する事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、作業所等に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項について、市長等が指定する期日までに市長等に提出しなければならない。

（労働者等への周知）

第 4 条 受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 条例が適用される契約であること。
- (2) 労務報酬下限額
- (3) 条例第 8 条第 7 号の申し出をする場合の連絡先
- (4) 労働者等が条例第 8 条第 7 号の申し出をしたことを理由として、当該労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

（報告及び立入検査）

第 5 条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者又は受注関係者に対して必要な報告を求め、又は職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件が確認できる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例第 8 条第 7 号の申し出があった場合

(2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

(是正措置)

第6条 市長等は、前条の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講じることを命じられた場合は、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、報告しなければならない。

(公契約等の解除)

第7条 市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 第5条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項の命令に従わないとき。

(3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、市長等はその損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

第8条 市長等は、前条の公契約等の解除をしたとき、又は公契約等の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明したときは、本市ホームページへの掲載その他適切な方法によりこれを公表する。

(損害賠償)

第9条 受注者は、公契約の解除等によって市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第10条 市長等は、受注者がこの約款に違反したときは、違約金を徴収することができる。